



すこやか介護

第9回テーマ

平成27年度介護保険制度改正の主な内容

団塊の世代の方々が高齢期を迎えられ、介護の必要性は今後とも増々高まっていくものと予想されます。

少子高齢化の深化により、これまでの「支えられる側」と「支える側」の人口構成が大きく変わろうとしている中、「持続可能な社会保障システム」の構築を目指して、介護保険制度の改正が予定されています。

主な改正内容

1. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

- ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療と介護の連携を推進、認知症施策の推進、配食等生活支援サービスの体制整備）
- ②予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、サービス内容を多様化する

2. 費用と負担に関する改正

- ①介護報酬単価を平均2.27%引き下げ
- ②一定所得以上の高齢者の利用者負担を1割から2割に引き上げ（個人単位で、合計所得金額が160万円以上の方等）
- ③食費・部屋代の補足給付の見直し
特別養護老人ホーム等入所者の所得段階の判定に当たって、世帯分離前の配偶者の市民税課税状況や所得及び預貯金等を勘案
- ④高額介護サービス費の基準額の引き上げ
世帯内に市民税の課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合、利用者負担上限額を37,200円から44,400円に引き上げ（医療制度と同一の基準を採用）
- ⑤特別養護老人ホームの入所は原則として要介護3以上の中重度者の入所に限定（要介護1または2の方は、別に国が定める特例入所基準に基づき入所の可否を判定）

高齢者福祉課介護保険係 ☎42-5618

市内13小学校の4年生児童を対象に来年度も「若年性生活習慣病予防事業」を行います！

保健医療課 ☎42-5633

若年性生活習慣病予防事業とは・・・

目的：児童に健診の大切さや意義を理解してもらい、健康に生活できることを目的とした事業です。

対象者：安芸高田市立小学校4年生の児童

日程及び内容：

日程	内容
6月～7月	健康についての学習 (各小学校において4年生児童全員を対象)
9月～10月	血液検査（各小学校において4年生児童の内希望者を対象） 今年度は、約84%の方が血液検査を受けられました。
12月～2月	保健指導（学校医の判定で要指導となった児童とその保護者） 保健指導は、児童と保護者の都合に合わせて個別に行います。

※健康についての学習と血液検査は、各小学校において実施しますが、行事等の都合で上記日程より変更する場合がありますので、ご了承ください。

※血液検査の申込みについては、後日各小学校を通じて保護者の方にご案内します。

※検査等にかかる費用は、全額市が負担しますので保護者の負担はありません。

※安芸高田市立中学校1年生になられた時にも、健康についての学習及び血液検査、保健指導を実施する予定です。



ご存知ですか？身近な地域の相談相手

「民生委員・児童委員」

社会福祉課 ☎42-5615

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援を行う存在が「民生委員・児童委員」です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。



「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設90年以上の歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。



民生委員・児童委員の活動は、民生委員・児童委員は地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのります。

民生委員・児童委員の活動は、幸せのシンボルである四つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

子どもの予防接種について大切なお知らせ

保健医療課 ☎42-5633



子宮頸がん予防ワクチン接種について
3種混合ワクチン接種について
3種混合ワクチン販売の終了に伴い、ワクチンの流通が限定的になります。対象年齢範囲内の7歳6か月までの子どもで、計4回の接種が完了しておらず、接種をご希望の方はお急ぎください。

子宮頸がん予防ワクチンは小学6年生から高校1年生までの女子が対象の定期予防接種です。因果関係は不明ながらワクチン接種後に持続的な痛みや運動障害などの副反応が報告されており、その発生頻度などについて専門家が調査中のため、平成25年6月14日以降は接種を積極的にお勧めしていません。接種を希望される方で、お手元に予防接種券のない方は、母子健康手帳を持参し保健医療課で申請手続きをしてください。接種にあたっては接種医の説明を受け、有効性とリスクを理解した上で受けてください。今後、現在の方針を変更することがあれば、市の広報紙やホームページなどでお知らせいたします。